

長崎県内（長崎県・各市町村）の事業支援金リスト

2022/06/6現在

当社調べ。ホームページなどで調べていますが、実際の申請については、県・各市町村へ直接ご確認ください

市町村	長崎県	長崎市	諫早市	佐世保市	島原市	松浦市
名称	長崎県事業復活支援給付金	長崎市中小事業者等一時金（第4期）	諫早市事業継続支援給付金（第2期）	佐世保市事業者一次支援金	島原市事業継続支援給付金（第3次）	松浦市事業復活支援金
対象者	以下を満たす県内事業者が対象です。（業種を問いません） ・国の事業復活支援金の給付要件を満たしていること ・国の事業復活支援金を申請又は受給しており、その給付額を上回る売上減少が生じていること ・令和4年1月から3月における県の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと	次のいずれかにより、2022年1月、2月又は3月の事業収入が対2019年から2021年の間の任意の年の同月比で20%以上30%未満減少していること ・申請要件を満たす事業主で、2022年1月17日時点で長崎市内に本社または主たる事業所を有する者（個人事業主の場合は長崎市民）	令和3年10月31日までに事業を開始した者で、かつ申請日時点で市内に登録上の本店を有する法人（中小企業者、小規模事業者）市内に住所を有する個人事業者（フリーランスを含む） ・令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月（対象月）の売上高が、平成30年11月から令和3年3月の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して、20%以上30%未満減少していること	1. 2022年1月19日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業主の場合は住民票上の住所が佐世保市内にあること 2. 下記いずれかに該当し、2022年1月、2月または3月の売上高（申請者が営む事業の全売上高）のうち、対2021年（または対2020年、対2019年）の同月比で、月毎の減少率が20%以上30%未満減少している月が1月または2月あること 県の営業時間短縮要請等に協力した県内飲食店等と直接・間接の取引があること	1.令和4（2022）年4月1日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が、島原市内にあること 2.新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けたことにより、令和3（2021）年11月から 令和4（2022）年3月までのうち、いずれかの月の売上高（申請者が営むすべての事業収入）が前年、前々年又は前々々年の同月と比較して、20%以上30%未満減少していること。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたA～Dのいずれかに該当する者 A. 松浦市内で事業を営んでいる中小事業者・個人事業主 B. 松浦市民であり、他市町で事業を営んでいる個人事業主 C. 農林業の場合は、年間の農業収入（販売）が120万円以上あること。 D. 漁業の場合は、新松浦漁業協同組合の正組合員である漁業経営者（従業者は除く） 令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月（対象月）の事業収入が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月（基準月）の事業収入と比較して20%以上30%未満減少した事業者
売上減少	30%以上（復活支援金の上乗せ）	20%以上-30%未満	20%以上-30%未満	20%以上-30%未満	20%以上-30%未満	20%以上-30%未満
給付額	1事業者あたり上限20万円 (法人・個人とも同額) ※国の事業復活支援金を控除した売上減少額に応じて給付します。	申請要件を満たす月の売上減少額（1か月当たりの上限額10万円） ※月毎に減少額を算定し、最大2か月分（20万円）支給。	(給付上限) 個人事業者 20万円 法人 ・年間売上高1億円以下 40万円 ・売上高1億円超～5億円以下 60万円 ・売上高5億円超 100万円	1事業者につき最大10万円/月 (月ごとに計算し、いずれか2か月分、最大20万円を支給)	1事業者あたり最大25万円（算出された売上高減少額）を給付します。	中小事業者・個人事業主共に上限20万円を支給します。
受付期間	令和4年4月18日(月曜日)から <b>令和4年7月29日(金曜日)まで</b> (当日消印有効)	2022年4月1日(金曜日)～ <b>2022年6月17日(金曜日)</b> ※消印有効	令和4年4月6日(水曜日)から <b>令和4年6月30日(木曜日)まで</b> ※当日消印有効	令和4年4月1日（金曜日）から <b>同年6月17日（金曜日）まで</b> 【当日消印有効】	令和4年4月11日(月曜日)～ <b>令和4年6月30日(木曜日)まで</b> ※当日消印有効	令和4年4月1日（金）～ <b>6月17日（金）17時15分まで</b> ※消印有効
問合せ先	長崎県事業復活支援給付金 コールセンター電話番号 050-8881-6347開設時間 午前9時から午後5時まで (土日祝日を除く) ※令和4年7月29日(金曜日)まで	商工部 産業雇用政策課 電話：095-829-1313 F A X 番号：095-829-1151 住 所：〒850-0031 長崎市桜町4-1 (長崎商工会館4階)	緊急経済対策室（経済交流部） 〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7-1 (本庁・本館6階) 電話番号：0957-22-3520	佐世保市事業者一時支援金コールセンター 電話0956-25-9710 令和4年4月1日から令和4年6月17日 (土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から17時00分)	商工観光部 商工振興課 商工振興班 〒855-8555 長崎県島原市上の町537番地 電話：0957-63-1111(内線572,576) F A X：0957-62-8100	地域経済活性化課 商工振興係 〒859-4598 松浦市志佐町里免365番地 電話：0956-72-1111 F A X：0956-72-2292
URL	<a href="https://www.pref.nagasaki.jp/p/ress-contents/549950/index.html">https://www.pref.nagasaki.jp/p/ress-contents/549950/index.html</a>	<a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/iigyo/360000/362000/p03834_1.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/iigyo/360000/362000/p03834_1.html</a>	<a href="https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post78/89147.html">https://www.city.isahaya.nagasaki.jp/post78/89147.html</a>	<a href="https://www.city.sasebo.lg.jp/kankou/syouko/ichijishiennkinr4.html">https://www.city.sasebo.lg.jp/kankou/syouko/ichijishiennkinr4.html</a>	<a href="https://www.city.shimabara.lg.jp/page18167.html">https://www.city.shimabara.lg.jp/page18167.html</a>	<a href="https://www.city-matsuura.jp/top/soshikikaragasu/chiikikeizaikasseika/shokoshinkogakari/4/4451.html">https://www.city-matsuura.jp/top/soshikikaragasu/chiikikeizaikasseika/shokoshinkogakari/4/4451.html</a>
国・県との重複申請の有無	国の支援金の補完 国の事業復活支援金の申込をした方が対象	重複申請不可 国・県の支援金の対象外の方	重複申請不可 国・県の支援金の対象外の方	重複申請不可 国・県の支援金の対象外の方	重複申請不可 国・県の支援金の対象外の方	重複申請不可 国・県の支援金の対象外の方

長崎県内（長崎県・各市町村）の事業支援金リスト

2022/06/6現在

当社調べ。ホームページなどで調べていますが、実際の申請については、県・各市町村へ直接ご確認ください

市町村	雲仙市	南島原市	平戸市	長与町	時津町	新上五島町
名称	雲仙市事業継続支援金	南島原市事業応援支援金	平戸市事業復活支援給付金	長与町事業継続支援金（第6弾）	時津町事業継続支援給付金（第3弾）	新上五島町事業継続緊急支援金
対象者	(1)「市内に主たる事業所（本社、本店など）を有する法人」または「市内に住所を有する個人事業主」であること (2)「農業または水産業を主業とする事業者（農漁業者）」または「中小企業者（商工業者）」であること (3) 次の①～③の表の売上を比較した際、売上が20%以上減少していること ①令和3年8月～10月の合計売上の比較 ②令和4年1月～3月の合計売上の比較 ③令和4年1月～3月の各月売上の比較（※ひと月でも20%以上減少している場合は対象となります）	1.令和4年4月1日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は、住民票上の住所が南島原市内にあること 2.新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに、売上高が20%以上減少していること 3.県の大規模集客施設時短要請協力金及び飲食店等営業時間短縮要請協力金を受給していないこと 4.令和3年10月31日以前から、事業を営んでいること	・令和3年12月31日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が、平戸市内にあること ・国の事業復活支援金の申請要件として規定している新型コロナウイルス感染症の影響により 国の事業復活支援金の申請で用いる売上減少率の算定方法と同一の方法で基準となる売上減少率が20%以上30%未満減少していること ・令和3年10月以前から、市内で事業を営んでいること 等	・国の事業復活支援金（令和3年11月～令和4年3月分）の対象でないこと、県内市町の飲食店等営業時間短縮要請協力金など、地方自治体による同趣旨の助成金等の対象でないこと。 ・令和4年1月、2月、3月のいずれかの月間事業収入（申請者が営む事業の全体収入）が対2021年（又は対2020年、2019年）の同月比で20%以上30%未満減少していること（令和3年11月から令和4年3月までで30%以上減少している月がある場合は、長与町では支援金を支給できないため、国の復活支援金をご検討ください）	2022年1月、2月又は3月の事業収入が対2019年から2021年の間の任意の年の同月比で20%以上30%未満減少していること 2022年1月17日時点で時津町内に本社または主たる事業所を有する者（個人事業主の場合は時津町民）のうち、次に掲げるすべての要件を満たす者。 ・本一時金申請時点で事業を営んでおり、今後も継続する意思があること ・法人は、2022年1月17日時点で資本金又は出資総額が10億円未満であるか、資本金ないし出資総額の定めがない場合は常用従業者数が2,000人以下であること ・長崎県の要請に基づく市・町の営業時間短縮要請協力金（2022年1月・2月・3月分）を受給していない（しない）こと	次のいずれかの業種を営む事業者又は事業主とします。 宿泊業、飲食業、タクシー会社、カラオケ店、酒店、土産物店、酒店、鮮魚店、レンタカー事業者、観光バス事業者、遊漁船業等 令和4年1月から3月の売上高又は事業収入の合計が対前年同期（又は対前々年同期、前々々年同期）と比較して30%以上減少していること。
売上減少	20%以上減少	20%以上減少	20-30%未満	20-30%未満	20-30%未満	30%以上減少
給付額	農漁業者 上限60万円 商工業者 上限30万円	減少率 支援金額（個人） 支援金額（法人） 20～30%未満 上限20万円 上限30万円 30～50%未満 上限5万円 上限10万円 50%以上 上限10万円 上限20万円	1事業者あたり最大20万円	1事業所につき月額上限10万円（対象月の減収額が10万円未満の場合は1,000円未満切捨てのその額） ※期間を通じて1回限りの申請	申請要件を満たす月の売上減少額（1か月当たりの上限額10万円） ・月毎に減少額を算定し、最大2か月分（20万円）支給。	令和4年の売上高又は事業収入の減少額（比較する年の1月から3月の売上高－令和4年1月から3月の売上高）×1/2（ただし、上限は150万円とする）
受付期間	申請期限 <b>令和4年6月30日（木）まで</b>	令和4年4月1日（金曜日）～ <b>同年6月30日（木曜日）まで</b> ※消印有効	令和4年4月1日（金）から <b>令和4年6月30日（木）</b> ※消印有効	令和4年4月8日（金曜日）から <b>令和4年6月17日（金曜日）まで</b> （必着）	2022年4月8日（金曜日）～ <b>2022年6月17日（金曜日）まで</b> 注意:必着	令和4年4月26日（火曜日）から <b>令和4年6月30日（木曜日）まで</b>
問合せ先	農業者の方：農林課 漁業者の方：農漁村整備課 商工業者の方：商工労政課 電話番号（共通） 0957-38-3111	商工業者・・・地域振興部商工振興課 TEL：0957-73-6633 農業者・・・農林水産部農林課 TEL：0957-73-6661 漁業者・・・農林水産部水産課 TEL：0957-73-6662	平戸市役所商工物産課給付金担当窓口 TEL:0950-22-9141（直） 開設期間 令和4年4月1日（金）～同年6月30日（木） 午前9時00分から午後5時00分（土日祝日を除く）	（西そのぎ商工会 長与支所） 電話番号：095-801-4304 または 095-801-4305	産業振興課 〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷274-1 電話:095-882-3801（直通） F A X:095-882-9293（代表）	〒857-4495 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585-1 新上五島町役場観光商工課観光商工班 TEL：0959-53-1131
URL	<a href="https://www.city.unzen.nagasaki.jp/kiji0035079/index.html">https://www.city.unzen.nagasaki.jp/kiji0035079/index.html</a>	<a href="https://www.city.minamishimabara.lg.jp/page9783.html">https://www.city.minamishimabara.lg.jp/page9783.html</a>	<a href="https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/industry/syokou/2021-1005-1326-118.html">https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/industry/syokou/2021-1005-1326-118.html</a>	<a href="https://webtown.nagayo.jp/kiji0033516/index.html">https://webtown.nagayo.jp/kiji0033516/index.html</a>	<a href="https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/kanko_sangyo_event/sangyo/2/6697.html">https://www.town.togitsu.nagasaki.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/kanko_sangyo_event/sangyo/2/6697.html</a>	<a href="https://official.shinkamigoto.net/goto_business_full.php?eid=04994&amp;wcid=k00006">https://official.shinkamigoto.net/goto_business_full.php?eid=04994&amp;wcid=k00006</a>
国・県との重複申請の有無	重複申請可	重複申請可	重複申請不可 国・県の支援金の対象外の方	重複申請不可 国・県の支援金の対象外の方	重複申請不可 国・県の支援金の対象外の方	重複申請可

長崎県内（長崎県・各市町村）の事業支援金リスト

2022/06/6現在

当社調べ。ホームページなどで調べていますが、実際の申請については、県・各市町村へ直接ご確認ください

市町村	大村市	五島市	小値賀町
名称			
対象者	3月末で終了	5月12日で終了	5月20日で終了
売上減少			
給付額			
受付期間			
問合せ先	産業振興部商工振興課産業振興グループ 856-8686 大村市玖島1丁目25番地 本館2階 電話：0957-53-4111（内線：249） F A X：0957-54-7135	産業振興部 商工雇用政策課 雇用・起業促進班 郵便番号：853-8501 長崎県五島市福江町1番1号（本庁舎） 電話：0959-72-7862 F A X：0959-74-1994（代表）	小値賀町 産業振興課：0959-56-3111
URL	<a href="http://www.city.omura.nagasaki.jp/sangyou/machi/sangyoshin-ko/chushokigyo/hojyokin/kuni/zigyohukkatu.html">http://www.city.omura.nagasaki.jp/sangyou/machi/sangyoshin-ko/chushokigyo/hojyokin/kuni/zigyohukkatu.html</a>	<a href="https://www.city.goto.nagasaki.jp/s049/020/040/010/010/010/20220202092516.html">https://www.city.goto.nagasaki.jp/s049/020/040/010/010/010/20220202092516.html</a>	<a href="http://ojika.net/2022/02/10/jigyohukkatu/">http://ojika.net/2022/02/10/jigyohukkatu/</a>
国・県との重複申請の有無			